

【国税庁事業】
日本産酒類 海外販路開拓支援事業
海外商談会 オーストラリア(メルボルン) 開催のご案内

国税庁では、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、海外商談会を実施し、海外における日本産酒類の認知度向上及び販路拡大に向けて取り組んでおります。今回、オーストラリアへの販路拡大の一助として、海外酒類事業者との商談を行う海外商談会をメルボルンにて開催いたします。皆様のご参加をお待ちしています。

主 催	国税庁（委託先：凸版印刷）
開 催 日 程	令和5年7月3日（月）
会 場	オーストラリア・メルボルン「RACV City Club」（予定） （501 Bourke Street Melbourne 3000）
募 集 定 員	国内酒類事業者（酒類製造者、商社、酒販等）15事業者程度 【現地販売代理店、現地パートナーによる代理出品も可能です】
対象日本産酒類	日本産酒類 ※オーストラリア（メルボルン）の消費者に訴求可能なストーリーを語れる商品が対象
参 加 費	無料
参加バイヤー数 （ 予 定 ）	50者程度 （国税庁が別途実施する「酒類輸出コーディネーター」と連携し、 現地の有力なバイヤーを招致予定）
申 込 方 法	参加申込書に必要事項をご記入の上、事務局宛にお送りください。 国税庁 海外商談会支援事務局 Mail : sake-conso@nta.go.jp Tel : 03-3581-4161（平日10:00～18:00） Fax : FAX: 03-3581-4162

【参考】

- ①メルボルンで7月1日（土）～2日（日）に開催される酒フェスティバルと連携
- ②10月2日（月）、シドニーでも酒フェスティバルと連携し、海外商談会を実施予定

商談会参加条件

I.参加条件

1. 海外商談会への参加目的が、海外販路拡大のための、海外企業との商取引を目的とした商談をすることであり、他社や海外市場調査などの情報収集(調査) 又は研修を主目的としていないこと。
2. 会期中、商取引を目的とした海外企業との商談に対応し、商談会参加後も、自らが主体的に海外企業との商談や商談品の輸出に関与できること。
商談会后、現地バイヤーへのフォローアップができる社内体制（担当者の配置）を有していること。
3. 会期中の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーを含む。）が、商談担当者として本ブースに常駐できること。会期途中で撤収しないこと。
【現地販売代理店や現地パートナーによる代理出品も可能】
4. 現地で流通可能な日本産酒類にて取引が可能なこと。
また、現地流通にあたり、各種規制等について把握の上、必要な対応を行うこと。
5. 申込時に企業・商品情報等について、日英併記の記載・提出が可能（英語表記は申込後の提出も可）で、英語で商談用資料(企業情報、商品情報、商品価格表)を既にそろえており、事務局から提出を求められた際には速やかに提出できること。
なお、商談用資料がそろっていない場合は、商談開始までに揃え速やかに提出すること。
6. 会期中は新型コロナウイルス感染症対策のレギュレーション等を含め、本事務局からの指示に従うこと。
7. 会期中に国税庁が成果把握等の為に行うアンケート調査にご協力いただけること。
※出品者全員（代理による出品者含む）がアンケート調査の対象となります。
代理出品者がブースアattendする場合、会期中に代理出品者にアンケートの記入をお願いしますので、代理出品者にアンケートの記入に協力をするよう予め通知ください。
※アンケート、フォローアップ調査（出品者対象）については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力ください。

各商談会で提供するサービス

商談会出展に含まれるサービス（予定）

1. 出展スペース
2. 社名板、商談用テーブル、椅子、ゴミ箱、スピトゥーン(吐き壺)、試飲用グラス又はカップ、冷却用バケツ(アイスペール)、タオル、感染症対策備品(サニタイザーのみ)
※社名版の表示は、原則として企業(団体・組織)名の表示とします。
※冷蔵庫は会場内の施設を手配する予定です。
3. 共有設備等の維持管理(一定量の電気代等)
4. 専属通訳手配(希望者のみ) ※1社につき通訳者1名の手配。
5. 参加者パスの提供
6. 来場者向け出展者情報

海外商談会ブースイメージ図



※上記は1事業者あたりの出展スペースのイメージです。

商談会で提供するサービスに含まれないもの

1. 上記サービス以外に係る経費は、参加者にご負担いただきます。主なものは次のとおりです。
 - 輸送に要する経費
 - 国内外輸送費
 - 商談会終了後、商談品の処理（還送・転送等）に係わる通関・輸送関連経費
 - 商談品に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料等
2. 追加備品等に要する経費
3. 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
4. 商談品の試食・試飲に係る費用
5. 輸出に係る必要書類発行に係る費用
6. 自社の商談スペースに持ち込む参加者所有物に係る本イベント参加期間中の盗難保険料
7. 海外旅行保険及び賠償責任保険
8. ビクトリア州におけるRSA(酒類販売資格)を保有しているスタッフの確保に係る費用(必要な場合のみ)
9. その他、前項「商談会に含まれるサービス」に定める以外の経費

輸送について

- 商談品（試飲用の酒類やPRツール含む。）の輸送については、各出品者様にてご手配ください。
- オーストラリアヘウイスキー、ブランデー又はラムを輸送する場合は、国税局が発行する「オーストラリアに輸出するウイスキー等の貯蔵年数に関する証明書」の添付が必要になります。詳細は、国税庁HPをご確認ください（参考URL <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/aus/index.htm>）。
商談品を現地へ送付する際に、特にご指定がない場合は事務局より輸送業者をご紹介します。詳細については、参加決定後ご案内いたします。
- 各参加者をご自身で輸送会社を選定し、直接手続き、お取引いただく際には、必ず事前の見積もり入手をお勧めします。既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。
- 通関などに時間を要する場合がございますので、余裕を持った輸送をお願いいたします。
- 何らかの問題が発生した場合の責任については事務局では負いかねます。
現地の輸入規制、手続きについての参考情報（参考URL <https://www.jetro.go.jp/world/>）

・申し込み手順

別添の参加申込書に必要事項記載の上、本事務局までEmail(sake-conso@nta.go.jp)でご提出ください。送付先及び申込に関するお問い合わせは、本事務局担当者までお願いします。募集数を大幅に超える申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締切ることがあります。お早めにお申し込みください。

国税庁 海外商談会支援事務局（担当:中川、津村、板敷）

Email : sake-conso@nta.go.jp

Tel : 03-3581-4161（平日10:00～18:00）

申込締切：令和5年5月26日(金)17:00まで

・選考および結果通知（申込締切日より、2週間以内の通知を予定）

選考結果については、お申込み時に記入頂きました、ご担当者様のメールアドレス宛にご案内します。出品スペースの位置は、事務局にて決定させていただきます。なお、やむを得ない理由により参加をキャンセルを希望される場合は、事務局宛てにご相談下さい。

・出品者の審査

参加者応募多数の場合は、現地バイヤーからの要望などに基づき、主催者にて審査を実施し、出品者を決定させていただきます。

留意事項

1. 本案内書に定めのない事項は、主催者がその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし参加をお断りすることがあります。また、今後国税庁が実施する事業の選考において不利となることがあります。
3. 参加申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、参加することが主催者の信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りすることがあります。
4. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、国税庁にお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
5. 参加募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなるケースがあります点、ご注意ください。
6. 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後国税庁が実施する事業の選考において不利となる場合があります。
7. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
8. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある商談品を適法に輸送し、参加者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。これらに違反した場合は、今回又は今後のご参加をお断りすることがあります。
(参考URL <http://www.meti.go.jp/policy/ampo>)

免責規定

天災、交通機関の乱れ、現地の政情、その他各商談会主催者の責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、主催者は参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。

その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害を主催者が補填することは致しかねます。

商談会会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、主催者は一切の責任を負いかねます。

各商談会主催者は、盗難、火災、会場内での事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷についての責任を負いません。

本商談に地方自治体・業界団体等が商談担当者となり、複数者で参加する場合、担当者以外の商談者の損害および不利益については、商談担当者が責任を負うものとします。また、担当者以外の商談者と第三者との間で紛争等が生じた際には、商談担当者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

ご提供いただいた個人情報、事業実施の為、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。あらかじめご了承ください。

相応の理由なしに参加キャンセルされた場合や、アンケート・フォローアップ調査等へご協力いただけない場合には、今後国税庁が主催する事業の選定等において考慮されることとなります。

お問い合わせ

国税庁 海外商談会支援事務局 (担当:中川、津村、板敷)

Mail : sake-conso@nta.go.jp

Tel : 03-3581-4161 (平日10:00~18:00)

Fax : FAX: 03-3581-4162